

耐震改修促進法に基づく
「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断結果の公表

群馬県県土整備部建築課

平成29年1月16日（公表）

平成29年3月31日（更新）、平成29年10月31日（更新）

平成30年3月31日（更新）、平成31年3月31日（更新）

令和2年3月31日（更新）、令和7年1月29日（更新）

令和8年5月13日（更新）

群馬県が所管する区域内の要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果総括表

(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市の区域を除く)

震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度 5 強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

用 途	公表施設数	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			耐震改修 工事中
		I 倒壊・崩壊 の危険性 が高い	II 倒壊・崩壊 の危険性 がある	III 倒壊・崩壊 の危険性 が低い	
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	42	0	0	42	0
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1	0	0	1	0
病院、診療所	2	0	0	2	0
劇場、観覧場、映画館、演芸場	3	0	0	3	0
ホテル、旅館	18	11	1	6	0
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	2	0	0	2	0
合 計	68	11	1	56	0

※施設内に複数棟の要緊急安全確認大規模建築物がある場合は、最も危険性の高い評価を採用しています。（I > II > III）